

最低制限価格率の引き上げと入札方式の改訂

1 改正内容

「建設工事および建設工事に係る委託業務」の最低制限価格について、次のとおり改正を行います。

(1) 建設工事（解体工事を除く）

【現 行】

- ①最低制限基本価格を設計金額の 92%とする額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。
- ②最低制限価格は、最低制限基本価格（設計金額の 92%）にランダム係数を乗じて算出する（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。
- ③ランダム係数の範囲は、1.0000～1.0050 とする。

(2) 解体工事

【現 行】

契約規則第 10 条に規定する予定価格（設計金額）の 3 分の 2 を下らない範囲内で算定する（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

【改 正】

最低制限価格は、設計金額の 80%とする（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

(3) 建設工事に係る委託業務（各部局で入札執行しているものを含む。）

【現 行】

最低制限価格は、設計金額の 80%とする（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

2 適用時期

令和 6 年 8 月 20 日以降の入札から適用